

# ○国立大学法人上越教育大学職員給与規程

(平成16年4月1日規程第42号)

最終改正 平成30年3月23日規程第7号

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、国立大学法人上越教育大学職員就業規則（平成16年規則第10号。以下「就業規則」という。）第22条の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）の職員の給与について必要な事項を定める。

(給与の種類，計算期間及び支給日)

**第2条** 職員の給与の種類，計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、扶養手当，住居手当，単身赴任手当，通勤手当及び寒冷地手当について，給与支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため，その日に支給することができないときは，その日後に支給することができる。

給 与 の 種 類	給与計算期間	給 与 支 給 日
(1) 俸給 (2) 諸手当 俸給の調整額 管理職手当 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 広域異動手当 住居手当 単身赴任手当 義務教育等教員特別手当 教職調整額 本省業務調整手当	一の月の初日 から末日まで	その月の17日（ただし，その日が日曜日に当たるときは，15日，その日が土曜日に当たるときは，16日，その日が休日で月曜日に当たるときは，18日）
通勤手当	第30条に規定する支給単位期間	第30条に規定する支給単位期間に係る最初の月の17日（ただし，その日が日曜日に当たるときは，15日，その日が土曜日に当たるときは，16日，その日が休日で月曜日に当たるときは，18日）
高所作業手当 大学入試センター試験業務手当 免許状更新講習業務手当	一の月の初日 から末日まで	翌月の17日（ただし，その日が日曜日に当たるときは，15日，その日が土曜日に当たるときは，16日，その日が休日で月曜日に当たるときは，18日）

教員特殊業務手当 教育実習等指導手当 教育業務連絡指導手当 超過勤務手当 休日給 夜勤手当 管理職員特別勤務手当		日に当たるときは，18日)
期末手当 勤勉手当 期末特別手当		6月30日及び12月10日（ただし，その日が日曜日に当たるときは，前々日，土曜日に当たるときは，前日）
寒冷地手当	11月から翌年 3月までの一の 月の初日から末 日まで	第45条に規定する各基準日の 属する月の17日（ただし，その 日が日曜日に当たるときは，15 日，その日が土曜日に当たると きは，16日，その日が休日で月 曜日に当たるときは，18日）

（給与の支払）

**第3条** 職員の給与は，現金で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし，法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条に基づく協定に定めるものは，これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の給与は，原則として職員の同意を得て預貯金口座に所要金額を振り込むことによつて支払うものとする。

3 業務について生じた実費の弁償は，給与には含まない。

（日割計算等）

**第4条** 新たに職員となった者には，その日から俸給を支給する。俸給の月額に異動を生じた者には，その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職し，又は解雇された場合には，その日までの俸給を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には，その月までの俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて，その月の初日から支給するとき以外のとき，又はその月の末日まで支給するとき以外のときは，その給与額は，その月の現日数から国立大学法人上越教育大学職員労働時間，休暇等規程（平成16年規程第47号。以下「労働時間等規程」という。）第7条に規定する週休日を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

5 前4項の規定は，俸給の調整額，管理職手当，初任給調整手当，地域手当，広域異動手当，義務教育等教員特別手当及び教職調整額の支給について準用する。

（給与の即時払）

**第5条** 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には，本人又は権利者の請求があつたときは，第2条の規定にかかわらず，速やかに給与を支払う。ただし，給与を受ける権利に係争があるときには，この限りではない。

- (1) 退職し、又は解雇されたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。

(給与の非常時払)

**第6条** 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があったときは、第2条の規定にかかわらず、当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。

- (1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用に充てるとき。
- (2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用に充てるとき。
- (3) 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用に充てるとき。
- (4) その他学長が特に必要と認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

**第7条** 第21条から第23条まで及び第36条から第39条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、これらに対する地域手当及び広域異動手当の月額、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額及び寒冷地手当の月額の合計額を1月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第36条から第39条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、高所作業手当、大学入試センター試験業務手当、免許状更新講習業務手当、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当又は教育業務連絡指導手当が支給されることとなる業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額）を、前項の規定による額に加算した額とする。

3 第1項の俸給、俸給の調整額は、規定により俸給を減ぜられているときでも、本来受けるべき俸給、俸給の調整額の月額とする。

4 第1項の地域手当及び広域異動手当の月額とは、前項の俸給、俸給の調整額に地域手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。

(端数計算)

**第8条** 前条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

**第9条** この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## 第2章 俸給

(俸給)

**第10条** 俸給は、俸給表に定める級号俸と俸給月額により支給する。

(俸給表の種類)

**第11条** 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- (1) 一般職俸給表（別表第1）

- ア 一般職俸給表（一）
- イ 一般職俸給表（二）
- (2) 教育職俸給表（別表第2）
  - ア 教育職俸給表（一）
  - イ 教育職俸給表（二）
- (3) 医療職俸給表（別表第3）
  - ア 医療職俸給表（一）
  - イ 医療職俸給表（二）
- (4) 指定職俸給表（別表第4）  
（初任給）

**第12条** 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

（昇格）

**第13条** 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により上位の級に昇格させることができる。

（降格）

**第14条** 就業規則第18条第1項の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

（初任給基準を異にする異動）

**第15条** 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合におけるその者の職務の級及び俸給月額は、その異動後の職務に応じて決定する。

（俸給表の適用を異にする異動）

**第16条** 職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級及び俸給月額は、その異動後の職務に応じて決定する。

（昇給）

**第17条** 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、別に学長が定めるものを除き、毎年1月1日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うことができる。

2 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸とすることを標準として学長が定める基準に従い決定する。

3 55歳（一般職俸給表（二）の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える職員（次条において「昇給抑制年齢職員」という。）の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて学長が定める基準に従い決定する。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

（昇給区分及び昇給の号俸数）

**第18条** 職員を昇給させる場合の号俸数は、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて次の表に定める号俸数とする。

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	8以上	6	4（注）	2	0
	2以上	1	0	0	0
備考 上段の号俸数は昇給抑制年齢職員以外の職員に、下段の号俸数は昇給抑制年齢職員に適用する。					
（注）一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものにあつては、3とする。					

2 職員の昇給区分は、勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、学長が定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

**第19条** 削除

**第3章** 給与の特例等

（休職者の給与）

**第20条** 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第13条第1項第1号の規定による休職（以下この条において「病気休職」という。）にされたときは、その休職の期間中、給与の全額（労基法第76条の規定による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第14条の規定による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、教職調整額、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。ただし、就業規則第14条第2項の規定による休職の期間にあつては、その期間中、給与の全額を支給する。

3 職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、俸給等の100分の80を支給することができる。

4 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第13条第1項第2号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び教職調整額の100分の60以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第13条第1項第3号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の

期間中、俸給等の100分の70以内（業務上の災害若しくは労災保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。

6 職員が就業規則第13条第1項第4号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内を支給することができる。

7 職員が就業規則第13条第1項第5号の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学職員休職規程（平成16年規程第41号。以下「休職規程」という。）第2条第1号の規定により派遣休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の100以内を支給することができる。

8 休職にされた職員には、他の規程に別段の定めがない限り、前7項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

（育児休業等の給与）

**第21条** 労働時間等規程第29条の規定により育児休業をする職員について、その育児休業をしている期間は、給与を支給しない。ただし、次の各号に該当する者については、この限りでない。

(1) 第41条に規定する期末手当のそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給することができる。

(2) 第42条に規定する勤勉手当のそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給することができる。

2 職員が国立大学法人上越教育大学職員育児休業等規程（平成16年規程第48号。以下「育児休業規程」という。）第14条の規定による育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第23条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（育児短時間勤務の給与）

**第21条の2** 育児休業規程第20条の規定により育児短時間勤務をする職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の給与について、次の各号に掲げる額は、それぞれこの規程に定められた額に、育児短時間勤務職員の勤務時間を労働時間等規程第3条第1項に規定する所定労働時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の基礎となる額については、この項は適用しない。

(1) 俸給

(2) 俸給の調整額

(3) 管理職手当

(4) 初任給調整手当

(5) 地域手当

(6) 広域異動手当

(7) 義務教育教員等特別手当

(8) 教職調整額

2 育児短時間勤務職員の通勤手当は第30条に規定する額とする。ただし、自動車等を使用することを常例とする者で、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回未満であるものについては、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

3 育児短時間勤務職員が正規の労働時間を超えて勤務することを命ぜられた場合は、第36条に規定する額を超過勤務手当として支給する。ただし、正規の労働時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の労働時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は100分の125）を乗じて得た額とする。

（介護休業等の給与）

**第22条** 労働時間等規程第30条の規定により介護休業をする職員の給与については、第23条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 職員が国立大学法人上越教育大学職員介護休業等規程（平成16年規程第49号）第13条の規定による介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第23条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（給与の減額）

**第23条** 職員が勤務しないときは、労働時間等規程第9条に規定する休日（労働時間等規程第10条の規定により代休を指定されて、当該休日に割り振られた労働時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日）である場合、労働時間等規程第21条に規定する休暇又は労働時間等規程第15条の規定によりその勤務しないことにつき、特に承認があつた場合を除き、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定により減額する給与額は、その給与の計算期間の分の俸給に対する額及び調整手当に対応する額を、それぞれその次の給与の計算期間以降の俸給、地域手当及び広域異動手当から差し引く。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、俸給、地域手当及び広域異動手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引く。

3 第1項の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患の場合にあつては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

#### **第4章 諸手当**

（俸給の調整額）

**第24条** 俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、労働時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、俸給月額を調整（以下「俸給の調

整額」という。)する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 俸給の調整額は、次の表(1)に掲げる職員に対し、当該職員の職務の級に応じて表(2)に掲げる調整基本額に表(1)の調整数を乗じて得た額とする。

表(1)

対 象 職 員	調整数
(1) 本法人の教授，准教授，講師及び助教で，大学院の研究科の担当を命ぜられ，かつ，授業を常時担当する者（以下「大学院担当教員」という。）のうち，大学院研究科の博士課程を担当し，主任として学生に対する研究指導等に従事する者（兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科において4人以上の学生を担当する者に限る。）で学長が認める者	3
(2) 大学院担当教員のうち，大学院研究科の博士課程を担当する者で学長が認める者（(1)に掲げる者を除く。）	2
(3) 大学院担当教員のうち，大学院研究科の修士課程及び専門職学位課程を担当する者で学長が認める者	1
(4) 本法人の助手のうち，大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する者で学長が認める者	1

表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,000円。 ただし，1号俸7,645円，2号俸7,740円，3号俸7,830円，4号俸7,920円，5号俸8,010円，6号俸8,122円，7号俸8,235円，8号俸8,347円，9号俸8,460円，10号俸8,586円，11号俸8,707円，12号俸8,829円，13号俸8,950円
2 級	10,500円。 ただし，1号俸9,580円，2号俸9,684円，3号俸9,783円，4号俸9,882円，5号俸9,976円，6号俸10,075円，7号俸10,174円，8号俸10,269円，9号俸10,372円，10号俸10,480円
3 級	11,900円
4 級	12,700円
5 級	15,000円

(管理職手当)

**第25条** 管理職手当は、管理若しくは監督の地位にある職又は特別な職務を附加された職を占める職員のうち次の表に定める職員（以下この条において「管理職」という。）に支給するものとし、管理職手当の月額は、管理監督の職名及び俸給表・職務の級に応じて同表に掲げる額とする。ただし、管理職を兼ねる役員又は指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

管理監督の職名	適用区分	俸給表・職務の級	手当額
事務局長	I 種	一般(一)・10級	139,300円

		一般(一)・9級	130,300円
事務局次長	Ⅱ種	一般(一)・8級	94,000円
		一般(一)・7級	88,500円
主幹, 課長, 監査室長	Ⅳ種	一般(一)・6級	62,300円
		一般(一)・5級	59,500円
課に置く室長	Ⅳ種	一般(一)・5級	59,500円
		一般(一)・4級	55,500円
副学長	Ⅱ種	教育(一)・5級	106,900円
附属図書館長	Ⅳ種	教育(一)・5級	86,800円
学系長	Ⅳ種	教育(一)・5級	80,200円
専攻長	Ⅴ種	教育(一)・5級	66,800円
学校教育実践研究センター長, 保健管理センター所長, 国際交流推進センター長	Ⅴ種	教育(一)・5級	66,800円
学長特別補佐	Ⅴ種	—	66,800円
学長補佐	Ⅴ種	教育(一)	15,000円
附属幼稚園, 附属小学校又は附属 中学校(以下「附属学校」という。) の校長, 園長	Ⅴ種	教育(一)・5級	66,800円
附属学校の副校長, 副園長	Ⅳ種	教育(二)・4級	65,100円
		教育(二)・3級	64,500円
附属学校の教頭	Ⅴ種	教育(二)・3級	53,700円

- 2 管理職手当は、労働時間等規程第3条に規定する所定の労働時間を超えて勤務した場合における賃金相当額及び当該勤務が深夜に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。
- 3 複数の管理職に就いた場合は、最も高い支給額で支給し、その他の管理職手当は支給しない。
- 4 管理職以外の暫定的に置かれる職に対し管理職手当を支給する場合は、学長が個別に支給額を決定する。  
(初任給調整手当)

**第26条** 初任給調整手当は、教育職俸給表(一)の適用を受ける職員で、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められた職に採用された職員に、月額50,700円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

- 2 在職する職員のうち、前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。
- 3 初任給調整手当の月額、採用の日又は前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第5に掲げる額とする。この場合において、学校教育法(昭和22年法

律第26号)に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する職員となった日までの期間が4年(医師法に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

(扶養手当)

**第27条** 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給するものとし、その扶養親族は、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの(職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又はこれに相当する手当の支給の基礎となっている者及び年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者を除く。)とする。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員並びに第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上である職員及び教育職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が6級である職員に対しては支給しない。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

2 前項の扶養手当の月額を、次の各号に掲げる区分により定める。

- (1) 一般職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上である職員、教育職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が6級である職員(以下「一般職(一)9級以上職員等」という。)
- (2) 一般職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級である職員、教育職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が5級である職員(以下「一般職(一)8級職員等」という。)
- (3) 前2号以外の職員(以下「その他職員」という。)

3 前項の規定により定める扶養手当の月額は、次の表に掲げる額とする。

対 象 者		一般職(一) 9級以上職員 等	一般職(一) 8級職員等	その他職員
手 当	(1) 配偶者		3,500円	6,500円
	(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	10,000円	10,000円	10,000円
	(3) 満22歳に達する日以後の最			

額	初の3月31日までの間にある孫		3,500円	6,500円
	(4) 満60歳以上の父母及び祖母		3,500円	6,500円
	(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹		3,500円	6,500円
	(6) 重度心身障害者		3,500円	6,500円

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額を、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族（一般職（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9級以上職員等から一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は当該事実を証明する書類を添付し、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を扶養親族届により学長に届け出なければならない。
- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第1項第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般職（一）9級以上職員等から一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、解雇され又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、解雇され又は死亡した日、一般職（一）9級以上職員等以外の職員から一般職（一）9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員

の扶養親族（一般職（一） 9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職（一） 9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある一般職（一） 9級以上職員等が一般職（一） 9級以上職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般職（一） 8級職員等がその他職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職（一） 9級以上職員等以外のものが一般職（一） 9級以上職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員でその他職員が一般職（一） 8級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合  
(地域手当)

**第28条** 地域手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける国家公務員（以下「給与法適用者」という。）、特別職に属する国家公務員、独立行政法人の職員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他これに準ずると認められるものに使用される者（以下「給与法適用者等」という。）から引き続き職員（採用の日の前日に勤務していた官署等（以下「採用前官署」という。）に引き続き6月を超えて勤務していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として学長が認める場合に限る。次条において同じ。）となり、人事交流等の任用の事情、採用の日の前日における勤務地等を考慮して学長が必要と認めた職員に対し、当該採用の日から2年を経過するまでの間支給する。ただし、学長が特に必要と認めた職員にあつては、3年を経過するまでの間支給する。

2 地域手当の月額、俸給、俸給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、

採用前官署等に給与法適用者として在職しているものとした場合に適用される支給割合を乗じて得た額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 当該採用の日から同日以降1年を経過するまでの期間 100分の100
- (2) 当該採用の日から同日以降3年を経過するまでの期間（前号に掲げる期間を除く。）  
100分の80

3 前2項の規定によるほか給与法による地域手当が支給される地域等に、出向等により6月を超えて勤務することとなる場合には、当該出向等を命ぜられた期間地域手当を支給することができる。

4 前項の規定による地域手当の月額、俸給、俸給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、当該出向等を命ぜられた官署等に給与法適用者として在職しているものとした場合に適用される支給割合を乗じて得た額とする。

（広域異動手当）

**第28条の2** 広域異動手当は、給与法適用者等から引き続き職員となり、人事交流等の任用の事情を考慮して、採用前官署の所在地と当該採用の直後に勤務する部署（以下「採用後部署」という。）の所在地との間の距離（以下「勤務部署間の距離」という。）及び採用の直前の住居と当該採用後部署の所在地との間の距離がいずれも60km以上（当該住居と採用後部署との間の距離が60km未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と採用後部署との間の距離が60km以上である場合に相当すると学長が認める場合を含む。）である職員に対し、当該採用の日から3年を経過する日までの間支給する。ただし、当該採用に当たり一定の期間内に当該採用前官署への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。

2 広域異動手当の月額、俸給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、前項の規定による勤務部署間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 300km以上 100分の10
- (2) 60km以上300km未満 100分の5

3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る採用（以下この項において「当初広域異動」という。）の日から3年を経過する日までの間の採用（以下この項において「再異動」という。）により前2項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動の日以後は当初広域異動に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動に係る広域異動手当を支給しない。

4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規

定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

(住居手当)

**第29条** 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、住居手当の月額は、職員の区分に応じて同表に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額）とする。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

職員の区分	手当額	
(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（本法人、他の法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている職員を除く。）	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額	
	ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から12,000円を控除した額
	イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
(2) 第31条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（本法人、他の法人等及び国の機関により貸与されている宿舍を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認めたもの	第1号の職員の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）	

2 新たに前項の要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届によりその居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに学長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

3 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

4 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（通勤手当）

**第30条** 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と勤務部署との間を往復することをいう。以下同じ。）のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによる。）が片道2km未満であるもの、及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの、及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として本項で定める期間をいう。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 交通機関等の区分に応じ、それぞれ次の表に定める額（その額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出したものとする。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

交通機関等の区分	支給単位期間	手 当 額
6月定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等	6月	通用期間が6月間である定期券の価額
回数乗車券等を使用することが最も経済	1月	当該回数乗車券

的かつ合理的であると認められる交通機関等	等の通勤21回分の運賃等の額
----------------------	----------------

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間は1月とし、職員の区分に応じ、それぞれ次の表に定める額

職員の区分	手当額
自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5km未満である職員	2,000円
使用距離が片道5km以上 10km未満である職員	4,200円
使用距離が片道10km以上 15km未満である職員	7,100円
使用距離が片道15km以上 20km未満である職員	10,000円
使用距離が片道20km以上 25km未満である職員	12,900円
使用距離が片道25km以上 30km未満である職員	15,800円
使用距離が片道30km以上 35km未満である職員	18,700円
使用距離が片道35km以上 40km未満である職員	21,600円
使用距離が片道40km以上 45km未満である職員	24,400円
使用距離が片道45km以上 50km未満である職員	26,200円
使用距離が片道50km以上 55km未満である職員	28,000円
使用距離が片道55km以上 60km未満である職員	29,800円
使用距離が片道60km以上である職員	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）。ただし、交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているもの又は自動車等の使用距離が2km未満のものである場合は、第1号に定める額の1月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額）又は前号により算出した額のいずれか高い額となる方の第1号又は第2号により算出した額

3 勤務部署を異にする異動又は在勤する勤務部署の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務部署に在勤することとなったことにより、通常通勤の経路及び方法による場合には勤務部署を異にする異動又は在勤する勤務部署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60km以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると学長が認めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務部署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして、勤務部署を異にする異動又は在勤する勤務部署の移転の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び学長がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると学長が認めるものを利用

し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、前項第1号の規定を準用して算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、給与法適用者等が人事交流のため退職し、引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（職員となった日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び学長がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると学長が認めるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（引き続き職員となった者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする勤務部署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60km以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると学長が認めるものに限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が認める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 新たに第1項の要件を具備するに至った職員は、通勤届によりその通勤の実情を速やかに学長に届け出なければならない。職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。

(1) 事業場を異にして異動した場合

(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

6 通勤手当は、次項に該当する場合を除き、支給単位期間に係る最初の月の第2条に規定する給与支給日（以下「支給日」という。）に支給する。

7 支給単位期間に係る通勤手当の支給日前に離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

8 第2項第1号又は第3号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1月当たりの運賃等相当額又は1月当たりの運賃等相当額及び第2項第2号に定める額の合計額

が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当の場合は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長いものを第6項の支給単位期間として同項の規定を適用する。

- 9 通勤手当の支給は、職員に新たに第1項の要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第5項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 10 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 11 通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合には、当該職員は、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して定める額を返納するものとする。
  - (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は第1項の要件を欠くに至った場合
  - (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
  - (3) 月の中途において、就業規則第13条の規定により休職にされ、労働時間等規程第29条の規定により育児休業又は第30条の規定により介護休業をし、若しくは就業規則第34条第1項第3号の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。
  - (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合
- 12 交通機関等に係る通勤手当に係る前項の定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 1月当たりの運賃等相当額等（第2項第3号に掲げる職員にあっては、1月当たりの運賃相当額及び第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が、55,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、次のアからエに掲げる事由の区分に応じ、当該アからエに定める月（以下この項において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）
    - ア 前項第1号に掲げる事由 当該事由が生じた日の属する月（その日が月の初日で

ある場合にあっては、その日の属する月の前月)

イ 前項第2号に掲げる事由 通勤手当の額が改定される月の前月

ウ 前項第3号に掲げる事由 同号の期間の開始した日の属する月

エ 前項第4号に掲げる事由 当該通勤しないこととなる月の前月 (病気休暇等の期間が当該通勤しないこととなる月の中途までの期間とされていた場合であって、その後の事情の変更によりやむを得ず当該病気休暇等の期間がその月の初日から末日までの期間の全日数にわたることとなること等、その月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなることについてその月の前月の末日において予見し難いことが相当と認められる場合にあっては、当該通勤しないこととなる月)

(2) 1月当たりの運賃等相当額等が、55,000円を超えていた場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額 (事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

イ 第8項に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び次の①から③に掲げる額の合計額のいずれか低い額 (事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

① 第8項に定める期間 (以下③までにおいて「最長支給単位期間」という。)において使用されるべき交通機関等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものの価額

② 最長支給単位期間において使用されるべき交通機関等に係る回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額にこの号のイに規定する月数 (③において「残月数」という。)を乗じて得た額

③ 最長支給単位期間において使用されるべき自動車等に係る第2項第2号に定める額に残月数を乗じて得た額

13 第2項第1号の表に掲げる、6月定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等の区分について、支給単位期間に係る最後の月の前月以前に、就業規則第16条の規定による退職その他の離職をすること、長期の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること等が同号に定める支給単位期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月 (その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月) までの期間について、第2項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

14 支給単位期間は、第9項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は第10項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

15 月の途中において就業規則第13条の規定により休職にされ、労働時間等規程第29条の

規定により育児休業又は第30条の規定により介護休業をし、若しくは就業規則第35条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

16 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

17 第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給しない。

（単身赴任手当）

**第31条** 単身赴任手当は、給与法適用者等から人事交流等により引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、次の各号に掲げるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、採用の直前の住居から当該採用後部署に通勤することが、通勤距離が60km以上であるもの、又はそれに相当する程度に通勤が困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から採用後部署に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。

(1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

(2) 配偶者が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。

(3) 配偶者が引き続き就業すること。

(4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

(5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

2 単身赴任手当の月額額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上である職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じ、それぞれ次の表に定める額を加算した額）とする。

交通距離の区分		加算額
100km以上	300km未満	8,000円
300km以上	500km未満	16,000円
500km以上	700km未満	24,000円
700km以上	900km未満	32,000円
900km以上	1,100km未満	40,000円
1,100km以上	1,300km未満	46,000円
1,300km以上	1,500km未満	52,000円
1,500km以上	2,000km未満	58,000円

2,000km以上 2,500km未満	64,000円
2,500km以上	70,000円

- 3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、単身赴任届により配偶者等との別居の状況等を速やかに学長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。
- 4 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が第1項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 5 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 6 第1項に規定する職員との権衡上必要があると認められる職員には、第2項から前項までの規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（高所作業手当）

**第32条** 高所作業手当は、施設課に所属する職員が地上15m以上の足場の不安定な箇所等で営繕工事の監督に従事したときに支給する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき200円（当該作業が、地上30m以上の箇所で行われたときは、300円）とする。ただし、作業に従事した時間が4時間に満たない場合にあっては、その額に100分の60を乗じて得た額とする。

（大学入試センター試験業務手当）

**第32条の2** 大学入試センター試験業務手当は、職員が当該試験日に入試業務に従事したときに支給する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の表に定める額とする。

職員の区分	手当額
副学長及び大学教員	9,000円
事務系職員及び技術職員	7,000円

（免許状更新講習業務手当）

**第32条の3** 免許状更新講習業務手当は、職員が免許状更新講習業務のうち次の各号に掲げる業務に従事したときに支給する。

- (1) 免許状更新講習における講師の業務
- (2) 免許状更新講習の修了認定試験における採点の業務

- 2 前項の手当の額は、次の表に定める額とする。

業務の区分	手当額
-------	-----

前項第1号の業務	必修領域担当	1時間につき9,000円（業務が1時間に満たない場合にあつては、当該手当額を分単位で案分して算出した額）
	選択必修領域担当	
	選択領域担当	1時間につき8,000円（業務が1時間に満たない場合にあつては、当該手当額を分単位で案分して算出した額）
前項第2号の業務		1人分の採点につき50円に1講習当たりの時間数を3で除した値を乗じて得た額

- 3 前項の表に定める額にかかわらず、第1項第1号の業務に従事する者のうち、上越市、妙高市、糸魚川市及び柏崎市以外で免許状更新講習を実施する場合において、国立大学法人上越教育大学旅費規程（平成16年規程第52号）第21条に定める日当が支給されない者には、次の額を支給する。

1日につき1,100円

（教員特殊業務手当）

**第33条** 教員特殊業務手当は、附属学校に所属する教諭等（主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭をいう。以下同じ。）で職務の級が教育職俸給表（二）の特2級、2級又は1級のものが次の各号に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認める程度に及ぶときに支給する。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

ア 非常災害時における児童（幼児を含む。以下この項において同じ。）若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

(2) 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの

(3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は労働時間等規程第7条に規定する週休日（次号及び第5号において「週休日」という。）若しくは同規程第9条に規定する休日（次号及び第5号において「休日」という。）に行うもの

(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日又は休日に行うもの

(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日又は休日に行うもの

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、業務の区分に応じて次の表に定める額とする。

業務の区分	手当額
前項第1号アの業務	3,200円（被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負を与えると認める業務に従事した場合にあつては、当該額にその100

	分の100に相当する額を加算した額)
前項第1号イ及びウの業務	3,000円
前項第2号及び第3号の業務	1,700円
前項第4号の業務	1,200円
前項第5号の業務	900円

(教育実習等指導手当)

**第34条** 教育実習等指導手当は、附属学校に所属する副校長、副園長、教頭又は教諭等が、本法人の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずると認められた業務に従事したときに支給する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき720円とする。

(教育業務連絡指導手当)

**第35条** 教育業務連絡指導手当は、附属学校に置かれる主任等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものでその職務が困難であるとして次の表に定めるものの職務を担当する主幹教諭、指導教諭又は教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

附属学校の区分	担 当 す る 職 務
附 属 小 学 校	教務主任，研究主任，教育実習主任
附 属 中 学 校	教務主任，学年主任，生徒指導主事， 進路指導主事，研究主任，教育実習主任

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき200円とする。

(超過勤務手当)

**第36条** 正規の労働時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の労働時間を超えて行った次の各号に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第25条の規定に基づき、管理職手当の支給を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

(1) 正規の労働時間が割り振られた日（次条の規定により正規の労働時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

(休日給)

**第37条** 労働時間等規程第9条に規定する休日において、正規の労働時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の労働時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を休日給として支給する。ただし、第25条の規定に基づき、管理職手当の支給を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

(月60時間を超える超過勤務等に対する超過勤務手当)

**第38条** 第36条に規定する超過勤務の時間及び前条に規定する休日に勤務した時間の合計が月60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した時間に対して、前2条の

規定にかかわらず、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（夜勤手当）

**第39条** 労働時間等規程第13条第1項の規定に基づき、正規の労働時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。ただし、第25条の規定に基づき、管理職手当の支給を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

（管理職員特別勤務手当）

**第40条** 第25条の規定に基づき、管理職手当の支給を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により労働時間等規程第7条に規定する週休日又は同規程第9条に規定する休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の労働時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次の表に定める額

区 分		手当額（実働時間が6時間を超える勤務）	
指定職俸給表適用職員		18,000円	(27,000円)
管理職手当 適用職員	I種適用職員	12,000円	(18,000円)
	II種適用職員	10,000円	(15,000円)
	III種適用職員	8,500円	(12,750円)
	IV種適用職員	7,000円	(10,500円)
	V種適用職員	6,000円	(9,000円)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次の表に定める額

区 分		手当額
管理職手当 適用職員	I種適用職員	6,000円
	II種適用職員	5,000円
	III種適用職員	4,300円
	IV種適用職員	3,500円
	V種適用職員	3,000円

（期末手当）

**第41条** 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第43条までの規定においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第18条第1項及び第2項第1号の規定に該当し解雇され、又は死亡した職員（第3項第2号に定める職員を除く。）につ

いても同様とする。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条から第43条までにおいて同じ。）において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、次の表(1)に定める職員にあっては、俸給、俸給の調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（次の表(2)に定める職員（ただし、教育職俸給表（一）のⅢ種の区分を適用される職員を除く。以下「特定幹部職員」という。以下同じ。）及び同表の教育職俸給表（一）のⅢ種の区分を適用される職員にあっては、その額に俸給の月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間（給与法適用者等が引き続き職員となった場合の在職期間を含む。以下、第43条までにおいて同じ。）の区分に応じて、次の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。

表(1)

俸給表	職務の級	加算割合
一般職俸給表（一）	10級・9級・8級	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職俸給表（二）	4級	100分の5
	3級（別に定める職員に限る。）	100分の5
教育職俸給表（一）	5級	100分の15（別に定める職員にあっては100分の20）
	4級	100分の10（別に定める職員にあっては100分の15）
	3級	100分の10
	2級（別に定める職員に限る。）	100分の5
教育職俸給表（二）	4級	100分の15
	3級	100分の10
	特2級	100分の10
	2級（別に定める職員に限る。）	100分の5（別に定める職員にあっては100分の10）
医療職俸給表（一）	3級	100分の5

	2級（別に定める職員に限る。）	100分の5
医療職俸給表（二）	2級（別に定める職員に限る。）	100分の5

表(2)

俸給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
一般職俸給表（一）	I種	10級・9級・	100分の25
	II種	8級・7級	100分の15
教育職俸給表（一）	II種	5級	100分の15
	III種		100分の10

表(3)

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

3 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、期末手当は支給しない。

(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

ア 無給休職者 就業規則第13条第1項第1号又は第3号から第5号（本号のエに該当するものを除く。）までの規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。

イ 刑事休職者 就業規則第13条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。

ウ 停職者 就業規則第34条第3号の規定により停職にされている職員をいう。

エ 無給派遣休職者 休職規程第2条第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。

オ 労働時間等規程第29条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

カ 大学院修学休業職員 就業規則第32条の2の規定により大学院修学休業をしている職員をいう。

(2) 基準日1月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

ア その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合

イ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において給与法適用職員となった者

ウ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において給与法適用者等となった者（本法人の在職期間を当該給与法適用者等としての在職期間に通算することとしている国立大学法人等の職員に限る。）

4 前3項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給とし又は一時差止とする。

（勤勉手当）

**第42条** 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第18条第1項及び第2項第1号の規定に該当して解雇され、又は死亡した職員（前条第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれその基準日現在において受けるべき俸給、俸給の調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、役職段階別加算額（特定幹部職員にあつては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次に掲げる表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を加算した額に100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）を乗じて得た額の総額の範囲内とする

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月15日 以上 6 箇月 未満	100分の95
5 箇月 以上 5 箇月15日 未満	100分の90
4 箇月15日 以上 5 箇月 未満	100分の80
4 箇月 以上 4 箇月15日 未満	100分の70
3 箇月15日 以上 4 箇月 未満	100分の60
3 箇月 以上 3 箇月15日 未満	100分の50
2 箇月15日 以上 3 箇月 未満	100分の40
2 箇月 以上 2 箇月15日 未満	100分の30
1 箇月15日 以上 2 箇月 未満	100分の20
1 箇月 以上 1 箇月15日 未満	100分の15
15日 以上 1 箇月 未満	100分の10
15日 未満	100分の5
零	0

3 前条第3項の規定は、同項第1号中ア、イ及びエを「休職者（就業規則第13条第1項の規定により休職にされている職員（第20条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）をいう。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。

4 前条第4項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。  
（期末特別手当）

**第43条** 期末特別手当は、基準日にそれぞれ在職する指定職俸給表の適用を受ける職員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第18条第1項及び第2項第1号の規定に該当して解雇され、又は死亡した職員で指定職俸給表の適用を受けていた者（第41条第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20

を乗じて得た額（就業規則第13条第1項の規定により休職にされている者（第20条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）以外の職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を基礎として、100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、第41条第2項の表(3)に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じて定める額を減じて得た額）とする。

3 前項の勤務成績に応じて定める額は、期末特別手当の支給を受ける職員が同項に規定する在職期間において就業規則第35条の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、同項に規定するそれぞれの月額合計額に期末特別手当を支給する月に応ずる同項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額に100分の20を乗じて得た額を超えない範囲内で定めるものとする。

4 第41条第3項の規定は、同項第1号カを除いて、期末特別手当の支給に準用する。

5 第41条第4項の規定は、期末特別手当の支給に準用する。

（義務教育等教員特別手当）

**第44条** 附属学校に所属する副校長、副園長、教頭及び教諭等には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号俸に対応する別表第6に掲げる額とする。

3 第1項に規定する職員で、附属幼稚園に勤務するものの義務教育等教員特別手当の月額にあっては、前項による額に2分の1を乗じて得た額とする。

（寒冷地手当）

**第45条** 職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）に上越市又は妙高市に在勤する職員（以下「支給対象職員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。

2 基準日に在勤する職員の寒冷地手当の額は、基準日における世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。

世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
17,800円	10,200円	7,360円
備考 「扶養親族」とは、第27条に規定する扶養親族であって、かつ、同条の規定による届出がなされているものをいう。ただし、指定職職員等の扶養手当が支給されない職については、届出を要しない。なお、新たに職員となった者に扶養親族があり、又は職員に扶養親族が生じ、その届出が職員となった日又は事実の生じた日から15日以内になされたときは、その届出に係る扶養親族は職員となった日又は事実の生じた日から扶養親族とする。		

3 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 第20条第2項から第6項まで（ただし、第4項を除く。）の規定により給与の支給

を受ける職員 前項の規定による額にその者の俸給の支給について用いられた第20条の規定による割合を乗じて得た額

(2) 第23条第3項の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額

(3) 次に掲げる事由のいずれかに該当する者 零

ア 就業規則第13条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされている職員

イ 就業規則第13条の規定により休職にされている職員（アに掲げる職員を除く。）

のうち第20条の規定に基づく給与の支給を受けていない職員

ウ 就業規則第34条第3号の規定により停職にされている職員

エ 就業規則第32条の2の規定により大学院修学休業をしている職員

オ 労働時間等規程第29条の規定により育児休業をしている職員

カ 本邦外にある職員（月の初日から末日までの期間の全日数にわたって本邦外にある職員に限る。ただし、前項の表の「扶養親族のある職員」に該当する職員でその扶養親族が当該期間内に本邦に居住するものを除く。）

4 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項（前項第3号カに掲げる職員を除く。）の規定にかかわらず、第2項の規定による額を超えない範囲内で、学長が定める額とする。

(1) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合

(2) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合

(3) 前2号に掲げる場合に準ずる場合として学長が定める場合  
(教職調整額)

**第46条** 附属学校に勤務する教頭及び教諭等の職務と勤務態様の特殊性を考慮し、その職務の級が教育職俸給表（二）の特2級、2級又は1級である者には、その者の俸給月額100分の4に相当する額を教職調整額として支給する。

2 この手当は第2条に規定する超過勤務手当の一部であり、当該計算期間内における超過勤務手当及び休日給の合計額が、前項に規定する教職調整額を上回る場合は、その差額を超過勤務手当又は休日給として支給する。

（本省業務調整手当）

**第47条** 本省業務調整手当は、国立大学法人上越教育大学職員出向規程（平成16年規程第40号）第2条第1項に該当する者のうち、文部科学省において研修を実施する者に支給する。

2 前項の手当の額は、当該研修期間1月につき、職務の級に応じて次の表に定める額とする。

職務の級	手当額
1 級	7,200円
2 級	8,800円

**第5章 雑則**

(細則)

**第48条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関する事項は、学長が必要な都度定める。

**附 則**

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第1条に規定する職員のうち、施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第6条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた職員（以下「承継職員」という。）の施行日における第11条に規定する俸給表は、行政職俸給表については一般職俸給表とし、教育職俸給表（一）については教育職俸給表（一）とし、教育職俸給表（三）については教育職俸給表（二）とし、医療職俸給表（二）については医療職俸給表（一）とし、医療職俸給表（三）については医療職俸給表（二）とし、指定職俸給表については指定職俸給表とし、別に辞令を発せられない限り、それぞれ適用する。
- 3 前項の適用を受ける職員の施行日における俸給月額については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた級号俸と同一とする。ただし、昇格又は昇給させることとなる職員については、給与法及び人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定により施行日の前日に受けていた号俸を受けるに至った時を基礎とし俸給月額を決定する。
- 4 承継職員のうち、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成10年法律第120号）附則11項から第13項までの規定の適用を受けていた職員の昇給については、第17条第3号の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事院規則9-8-37（人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）の規定を準用し、昇給させることができる。
- 5 承継職員のうち、引き続き国家公務員であるものとした場合に人事院規則9-6-25（人事院規則9-6（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）の規定の適用を受けることとなる者については、第24条の規定にかかわらず、人事院規則9-6-25の規定を準用し支給する。
- 6 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の7の規定の適用を受けていた職員の調整手当の支給については、第28条の規定にかかわらず、引き続き国家公務員であるものとして、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成15年法律第141号）第7項の規定を準用し支給する。
- 7 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条に規定する扶養手当、同法第11条の9に規定する住居手当、同法第12条に規定する通勤手当及び同法第12条の2に規定する単身赴任手当の規定による認定を受けているものが、施行日において第27条に規定する扶養手当、第29条に規定する住居手当、第30条に規定する通勤手当及び第31条に規定する単身赴任手当（以下「扶養手当等」という。）の支給要件に該当し、かつ、変更がないときは、その者に対する扶養手当等の支給に関しては、施行日において国立大学法人上越教育大学長の認定があったものとみなす。

- 8 承継職員のうち、施行日の前日において国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条第1項の承認を受けて育児休業をしている職員の施行日における第21条に規定する育児休業等の給与については、別に発令がなされない限り、従前のとおりとする。ただし、その者が復職するまでの間は、給与を支給しない。

**附 則（平成16年規程第102号（平成16年10月28日））**

- 1 この規程は、平成16年10月28日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第44条の規定に関し必要な経過措置は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）附則第9項から第18項までの規定を準用する。
- 3 この規程による改正後の第44条に規定する「学長が定める」ものについては、給与法の適用の受ける職員等の例に準じた取扱いとする。

**附 則（平成17年規程第14号（平成17年3月31日））**

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則（平成17年規程第30号（平成17年12月1日））**

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第10条の規定に関し必要な措置は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）附則第2条から第4条までの規定を準用する。

**附 則（平成18年規程第22号（平成18年3月31日））**

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第10条、第17条から第19条まで、第24条及び第28条の規定に関し必要な措置は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）附則第6条から第16条までの規定を準用する。

**附 則（平成19年規程第5号（平成19年1月19日））**

この規程は、平成19年1月19日から施行する。

**附 則（平成19年規程第17号（平成19年3月22日））**

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第25条及び第28条の2の規定に関し必要な措置は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第101号）附則第2条から第4条までの規定及び人事院規則等を準用する。

**附 則（平成19年規程第32号（平成19年11月19日））**

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

**附 則（平成19年規程第33号（平成19年12月19日））**

- 1 この規程は、平成19年12月19日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の国立大学法人上越教育大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）第24条、第27条及び別表第1から別表第3までの規定は平成19年4月1日から、第2条の規定による改正後の国立大学法人上越教育大学特任教員規程別表第1の規定は平成19年6月20日から、改正後の給与規程第41条及び第3条の規定による改正後の国立大学法人上越教育大学任期付一般職員採用及び給与特例規程第9条の規定は平成19年12月1日から適用する。

- 2 この規程による改正後の給与規程第27条及び第41条並びに別表第1から別表第3までの規定に関し必要な措置は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成19年法律第118号）附則第2条から第4条までの規定及び人事院規則等を準用する。

**附 則（平成19年規程第34号（平成19年12月19日））**

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則（平成20年規程第7号（平成20年3月21日））**

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則（平成21年規程第8号（平成21年3月19日））**

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立大学法人上越教育大学給与規程第46条第2項の規定の適用については、平成22年3月31日までの間、同項中「次の表」とあるのは、「附則別表」とする。

**附則別表**

職 務 の 級	手 当 額
1 級	1,800円
2 級	2,200円
3 級	5,800円

**附 則（平成21年規程第19号（平成21年6月1日））**

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

**附 則（平成21年規程第27号（平成21年12月1日））**

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立大学法人上越教育大学職員給与規程第24条及び別表第1から別表第4までの規定に関し必要な措置は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成21年法律第86号）第8条の規定及び人事院規則等を準用する。

**附 則（平成22年規程第17号（平成22年3月12日））**

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則（平成22年規程第28号（平成22年6月9日））**

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

**附 則（平成22年規程第30号（平成22年12月1日））**

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立大学法人上越教育大学職員給与規程第7条、第10条、第20条、第25条、第28条、第28条の2、第41条及び第42条の規定に関し必要な措置は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第53号）附則第8項の規定及び人事院規則等を準用する。

**附 則（平成23年規程第9号（平成23年3月10日））**

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立大学法人上越教育大学職員給与規程第10条の規定に関し必要な措置は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第53号）附則第5条第1項の規定及び人事院規則を準用する。

**附 則（平成23年規程第20号（平成23年6月15日））**

この規程は、平成23年6月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

**附 則（平成24年規程第8号（平成24年3月23日））**

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立大学法人上越教育大学職員給与規程第10条の規定に関し必要な措置は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）第5条、第9条第5項及び附則第8条の規定並びに人事院規則を準用する。

**附 則（平成25年規程第15号（平成25年3月22日））**

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則（平成25年規程第30号（平成25年12月11日））**

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

**附 則（平成26年規程第14号（平成26年3月24日））**

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則（平成26年規程第30号（平成26年11月28日））**

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立大学法人上越教育大学職員給与規程第17条及び第18条の規定に関し必要な措置は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号）附則第9条の規定及び人事院規則を準用する。

**附 則（平成27年規程第20号（平成27年3月24日））**

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立大学法人上越教育大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）第10条から第16条までの規定に関し必要な措置は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号）附則第6条から第8条までの規定及び人事院規則を準用する。
- 3 この規程施行の日から平成28年3月31日までの間における改正後の給与規程第28条の2第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

**附 則（平成28年規程第7号（平成28年2月4日））**

この規程は、平成28年2月4日から施行し、平成27年12月1日から適用する。

**附 則（平成28年規程第15号（平成28年3月22日））**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則（平成28年規程第25号（平成28年11月29日））**

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

**附 則（平成29年規程第9号（平成29年3月23日））**

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立大学法人上越教育大学職員給与規程第27条第3項の規定の適用については、平成32年3月31日までの間、附則別表の月額とする。ただし、平成30年3月31日までの間、職員に配偶者がいない場合の扶養親族のうち1人目に係る扶養手当の月額については、附則別表に掲げる額にかかわらず、9,000円（満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子にあっては10,000円、満15歳に達する日後の最

初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（あつては15,000円）とする。

附則別表

対 象 者		平成29年度	平成30年度	平成31年度	
		一般職(一)9級以上職員等, 一般職(一)8級職員等及びその他職員	一般職(一)9級以上職員等, 一般職(一)8級職員等及びその他職員	一般職(一)9級以上職員等及び一般職(一)8級職員等	その他職員
手 当 額	(1) 配偶者	10,000円	6,500円	3,500円	6,500円
	(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	8,000円	10,000円	10,000円	
	(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	6,500円	6,500円	3,500円	6,500円
	(4) 満60歳以上の父母及び祖父母	6,500円	6,500円	3,500円	6,500円
	(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	6,500円	6,500円	3,500円	6,500円
	(6) 重度心身障害者	6,500円	6,500円	3,500円	6,500円

附 則（平成29年規程第26号（平成29年12月22日））

- この規程は、平成29年12月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- この規程による改正後の国立大学法人上越教育大学職員給与規程第42条及び第43条の規定の平成29年6月1日基準日における適用については、第42条第2項中「100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）」とあるのは「100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）」と、第43条第2項中「100分の167.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

附 則（平成30年規程第7号（平成30年3月23日））

- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程による改正後の国立大学法人上越教育大学職員給与規程第10条から第16条までの規定に関し必要な措置は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第77号）第2条及び附則第3条の規定及び人事院規則を準用する。

別表第1（第11条関係）

ア 一般職俸給表（一）

（平成29年4月1日）

号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100	
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000	
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800	
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700	
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400	
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900	
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600	
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200	
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000	
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600	
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100	
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200		
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600		
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900		
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200		
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600			
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000			
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700			
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200			
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600			
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000			
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400			
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800			
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200			
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600			

号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900			
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200			
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600			
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900			
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200			
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500			
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700				
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000				
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300				
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600				
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900				
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200				
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500				
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700				
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000				
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300				
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600				
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800				
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100				
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400				
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600				
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800				
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100				
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400				
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600				
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800				
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100				
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400				
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600				
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800				
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900					
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200					
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400					
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600					
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900					
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200					
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400					
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600					
94		294,400	342,200							
95		294,800	342,700							
96		295,200	343,100							
97		295,400	343,200							
98		295,700	343,700							
99		296,100	344,100							
100		296,500	344,400							
101		296,700	344,700							
102		297,000	345,100							
103		297,400	345,500							
104		297,700	345,900							
105		297,900	346,400							
106		298,200	346,800							
107		298,600	347,200							
108		298,900	347,600							
109		299,100	348,100							
110		299,500	348,500							
111		299,900	348,800							
112		300,200	349,100							
113		300,300	349,600							
114		300,600								
115		300,900								

号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
116		301,300								
117		301,500								
118		301,700								
119		302,000								
120		302,300								
121		302,700								
122		302,900								
123		303,200								
124		303,500								
125		303,800								

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

## 別表第1（第11条関係）

## イ 一般職俸給表（二）

（平成29年4月1日）

号俸	1級	2級	3級	4級
	円	円	円	円
1	128,900	180,300	202,000	249,100
2	129,800	181,800	203,400	250,300
3	130,800	183,300	204,800	251,400
4	131,700	184,800	206,100	252,600
5	132,700	186,100	207,400	253,500
6	133,700	187,600	208,800	254,800
7	134,700	189,000	210,200	255,900
8	135,700	190,300	211,600	257,100
9	136,500	191,700	213,000	258,200
10	137,500	192,900	214,600	259,300
11	138,500	194,200	216,200	260,500
12	139,600	195,300	217,600	261,700
13	140,400	196,500	218,900	262,700
14	141,400	197,600	220,400	263,800
15	142,400	198,700	221,900	264,800
16	143,400	199,800	223,200	265,800
17	144,500	200,900	224,100	266,900
18	145,700	202,000	224,900	268,100
19	146,900	203,000	225,800	269,200
20	148,100	204,000	226,800	270,100
21	149,200	205,000	227,700	271,100
22	150,400	206,100	229,200	272,200
23	151,600	207,200	230,500	273,300
24	152,800	208,200	231,600	274,300
25	154,000	209,100	233,100	275,200
26	155,500	210,000	234,400	276,300
27	157,000	210,700	235,700	277,400
28	158,500	211,600	237,000	278,500
29	159,900	212,500	238,000	279,400
30	161,400	213,700	239,200	280,500
31	162,900	214,700	240,500	281,500
32	164,400	215,600	241,700	282,500
33	165,900	216,300	242,800	283,300
34	167,700	217,500	244,100	284,200
35	169,500	218,600	245,200	285,100
36	171,300	219,800	246,400	286,200
37	173,100	220,500	247,700	286,800
38	174,800	221,700	248,900	287,700
39	176,500	222,900	250,200	288,600
40	178,200	224,000	251,500	289,500
41	179,800	224,900	252,500	290,200
42	181,200	226,100	253,800	291,200
43	182,600	227,100	254,900	292,200
44	184,000	228,200	256,200	293,100
45	185,500	229,300	257,100	293,800
46	186,900	230,400	258,200	294,700
47	188,300	231,500	259,400	295,600
48	189,700	232,500	260,400	296,500
49	191,000	233,500	261,600	297,200
50	192,200	234,600	262,800	297,800
51	193,300	235,700	264,000	298,500
52	194,500	236,900	264,900	299,300
53	195,600	238,000	265,900	299,900
54	196,700	239,000	267,000	300,700
55	197,800	239,900	268,200	301,400
56	198,900	240,700	269,400	302,100
57	200,000	241,600	270,200	302,800
58	201,000	242,600	271,200	303,500
59	202,000	243,600	272,300	304,300
60	203,000	244,500	273,300	305,000
61	204,100	245,400	274,400	305,600
62	205,000	246,300	275,500	306,300
63	205,900	247,200	276,600	307,000
64	206,800	248,100	277,400	307,700
65	207,500	248,900	278,200	308,200
66	208,300	249,700	279,000	308,700
67	209,000	250,500	279,800	309,300
68	209,800	251,200	280,600	309,900

号俵	1級	2級	3級	4級
69	210,200	252,000	281,300	310,500
70	210,800	252,600	282,100	310,900
71	211,100	253,000	282,900	311,400
72	211,700	253,400	283,600	311,900
73	211,900	253,600	284,400	312,200
74	212,500	254,000	285,100	312,700
75	213,000	254,500	285,900	313,200
76	213,800	255,000	286,700	313,600
77	214,000	255,400	287,300	313,800
78	214,700	255,800	287,800	314,100
79	215,200	256,300	288,300	314,400
80	215,800	256,800	288,700	314,700
81	216,500	257,100	289,100	315,000
82	217,000	257,400	289,500	315,300
83	217,600	257,700	290,000	315,600
84	218,300	258,000	290,500	315,900
85	218,900	258,200	290,900	316,100
86	219,400	258,400	291,500	316,500
87	219,900	258,700	292,100	316,800
88	220,600	259,000	292,700	317,000
89	221,100	259,200	293,000	317,200
90	221,700	259,400	293,500	317,500
91	222,300	259,800	294,000	317,800
92	222,800	260,000	294,400	318,100
93	223,200	260,300	294,800	318,300
94	223,700	260,700	295,300	318,600
95	224,200	261,000	295,800	318,900
96	224,700	261,300	296,300	319,100
97	225,200	261,500	296,600	319,300
98	225,700	261,800	297,000	319,600
99	226,200	262,000	297,500	319,900
100	226,700	262,300	298,000	320,100
101	227,100	262,600	298,400	320,300
102	227,600	262,800	298,800	
103	228,200	263,100	299,100	
104	228,800	263,400	299,400	
105	229,200	263,600	299,700	
106	229,700	263,800	300,100	
107	230,000	264,100	300,500	
108	230,400	264,300	300,900	
109	230,600	264,600	301,200	
110	231,000	264,900	301,600	
111	231,500	265,200	302,000	
112	232,000	265,400	302,300	
113	232,200	265,600	302,500	
114	232,700	265,900	302,800	
115	233,200	266,100	303,100	
116	233,700	266,300	303,300	
117	234,000	266,600	303,500	
118	234,400	266,900	303,800	
119	234,800	267,200	304,100	
120	235,200	267,500	304,300	
121	235,600	267,600	304,500	
122		267,900	304,800	
123		268,200	305,100	
124		268,500	305,300	
125		268,600	305,500	
126		268,900	305,800	
127		269,200	306,100	
128		269,500	306,300	
129		269,600	306,500	
130		269,900	306,800	
131		270,200	307,100	
132		270,500	307,300	
133		270,600	307,500	
134		270,900		
135		271,200		
136		271,500		
137		271,600		

備考 この表は、自動車運転手及び調理師に適用する。

別表第2（第11条関係）

## ア 教育職俸給表（一）

（平成29年4月1日）

号俸	1級		2級		3級		4級		5級		6級	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	169,900	212,900	273,900	321,200	405,100	534,000						
2	172,000	215,200	276,900	324,100	407,400	537,000						
3	174,000	217,400	279,700	327,200	409,800	540,100						
4	176,000	219,600	282,500	330,200	412,300	543,200						
5	178,000	221,700	285,300	333,400	414,600	546,200						
6	180,500	223,900	287,800	336,200	417,100	548,600						
7	183,000	226,100	290,000	338,800	419,300	551,100						
8	185,500	228,200	292,400	341,500	421,800	553,500						
9	188,000	230,500	295,100	344,500	423,500	555,800						
10	190,800	232,900	297,600	347,500	426,000	557,600						
11	193,500	235,300	300,000	350,600	428,400	559,500						
12	196,200	237,700	302,600	353,900	430,700	561,400						
13	198,900	240,000	305,000	356,800	432,100	563,100						
14	200,800	242,400	307,000	358,900	434,300	564,500						
15	202,700	244,800	309,100	361,200	436,500	565,800						
16	204,700	247,200	311,000	363,800	438,800	567,000						
17	206,700	249,300	313,200	366,200	441,100	568,300						
18	208,500	252,400	315,400	368,400	443,500	569,100						
19	210,300	255,500	317,400	370,700	445,800	569,800						
20	212,000	258,600	319,400	372,800	448,200	570,500						
21	213,800	261,500	321,400	374,900	450,300	571,300						
22	215,700	264,500	323,900	377,000	452,600							
23	217,600	267,400	326,500	379,100	455,000							
24	219,500	270,300	329,300	381,100	457,300							
25	221,500	273,100	331,400	382,700	459,300							
26	223,600	275,700	333,600	384,500	461,500							
27	225,700	278,200	335,800	386,300	463,600							
28	227,800	280,900	338,300	388,200	465,800							
29	229,800	283,000	340,700	390,100	467,900							
30	232,000	286,200	342,900	391,800	470,200							
31	234,300	288,400	345,000	393,500	472,400							
32	236,600	290,800	346,900	395,200	474,500							
33	238,800	293,200	349,100	396,900	476,400							
34	240,600	295,400	351,400	398,700	478,500							
35	242,300	297,900	353,700	400,200	480,800							
36	244,000	300,200	355,900	402,000	483,000							
37	245,700	302,700	357,600	403,100	485,100							
38	247,400	304,400	359,600	404,700	487,100							
39	248,800	306,100	361,700	406,300	489,000							
40	250,400	307,800	363,600	407,800	490,900							
41	252,500	309,700	365,500	408,800	492,900							
42	254,200	310,500	367,400	410,400	494,800							
43	255,600	311,400	369,200	411,900	496,500							
44	257,200	312,300	371,000	413,500	498,400							
45	258,600	313,200	372,900	414,900	500,300							
46	260,100	314,300	374,700	416,500	502,100							
47	261,800	315,200	376,200	417,900	503,900							
48	263,200	316,300	378,000	419,500	505,800							
49	264,600	317,300	379,500	420,900	507,500							
50	265,400	318,400	381,100	422,200	509,200							
51	266,000	319,300	382,900	423,500	511,000							
52	266,900	320,200	384,600	424,800	512,900							
53	267,600	321,400	385,700	425,500	514,500							
54	268,500	322,400	387,200	426,500	516,100							
55	269,200	323,400	388,600	427,400	517,800							
56	270,000	324,400	390,200	428,300	519,400							
57	270,800	325,300	391,600	429,200	521,000							
58	272,000	326,400	393,000	430,100	522,300							
59	273,000	327,500	394,300	431,000	523,600							
60	274,100	328,500	395,800	431,900	524,800							
61	275,100	329,500	397,100	432,800	526,000							
62	276,200	330,500	398,500	433,700	527,000							
63	277,200	331,600	400,000	434,700	528,000							
64	278,200	332,700	401,500	435,800	529,000							
65	279,100	333,500	402,500	436,700	529,600							

別表第2（第11条関係）

## イ 教育職俸給表（二）

（平成29年4月1日）

号俸	1級		2級		特2級		3級		4級			
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
1	156,300	172,200	261,100	290,100	406,300							
2	157,800	174,300	263,600	292,700	407,800							
3	159,300	176,400	265,900	295,600	409,300							
4	160,800	178,600	268,200	298,100	410,800							
5	162,500	180,600	270,800	300,600	412,200							
6	164,400	182,800	273,200	303,000	413,600							
7	166,200	185,000	275,400	305,300	415,100							
8	168,000	187,200	277,600	307,700	416,700							
9	169,800	189,500	279,900	310,100	418,100							
10	171,900	192,300	282,200	312,700	419,500							
11	173,900	195,000	284,600	315,400	420,900							
12	175,900	197,700	286,800	318,300	422,200							
13	177,900	200,600	289,200	320,800	423,500							
14	180,100	202,300	291,300	322,800	424,900							
15	182,300	204,000	293,200	324,800	426,300							
16	184,500	205,700	295,200	327,100	427,700							
17	186,800	207,500	297,300	329,200	428,900							
18	189,400	209,200	299,800	331,400	430,200							
19	191,900	210,900	302,300	333,700	431,400							
20	194,400	212,500	305,000	335,800	432,700							
21	196,900	214,300	307,300	338,100	433,800							
22	198,600	216,200	309,900	340,300	435,000							
23	200,300	218,100	312,200	342,600	436,300							
24	202,000	220,000	314,900	344,900	437,600							
25	203,500	221,700	317,500	346,700	438,900							
26	205,100	223,700	319,800	348,500	440,100							
27	206,700	225,700	322,200	350,400	441,100							
28	208,200	227,700	324,400	352,300	442,200							
29	209,900	229,600	326,700	354,100	443,400							
30	211,600	232,300	328,700	355,900	444,200							
31	213,300	235,000	330,900	357,600	445,000							
32	215,000	237,700	333,100	359,500	445,900							
33	216,500	240,300	335,000	361,000	446,800							
34	218,200	243,100	337,100	362,700	447,300							
35	219,900	245,700	339,200	364,200	447,800							
36	221,600	248,400	341,200	366,000	448,300							
37	223,100	250,900	343,200	367,900	448,800							
38	224,800	253,400	345,100	369,400								
39	226,500	255,900	347,100	370,800								
40	228,200	258,200	349,000	372,400								
41	229,800	260,900	350,700	373,500								
42	231,500	263,300	352,500	374,900								
43	233,100	265,500	354,100	376,300								
44	234,700	267,700	355,800	377,800								
45	236,400	269,800	357,600	379,300								
46	237,900	272,000	359,300	380,900								
47	239,200	274,200	360,700	382,500								
48	240,600	276,200	362,300	384,000								
49	242,000	278,500	363,500	385,400								
50	243,400	280,500	365,000	386,900								
51	244,900	282,400	366,600	388,400								
52	246,100	284,400	368,200	389,800								
53	247,200	286,200	369,700	391,000								
54	248,600	288,600	371,200									

号俵	1級	2級	3級	4級	5級	6級
66	280,000	334,600	403,600	437,700	530,500	
67	281,100	335,300	404,600	438,700	531,400	
68	282,200	336,400	405,700	439,600	532,300	
69	283,100	337,000	406,700	440,600	533,200	
70	284,200	338,100	407,600	441,600	534,000	
71	285,200	339,100	408,400	442,500	534,700	
72	286,300	340,200	409,200	443,500	535,200	
73	287,100	340,600	410,000	444,500	535,900	
74	288,200	341,600	410,900	445,400	536,400	
75	289,300	342,600	411,700	446,300	537,200	
76	290,300	343,600	412,500	447,300	537,800	
77	290,900	344,600	413,200	448,100	538,300	
78	291,900	345,600	413,700	448,600	538,900	
79	292,800	346,500	414,100	449,300	539,500	
80	293,700	347,400	414,500	449,900	540,100	
81	294,600	348,400	414,800	450,700	540,700	
82	295,500	349,400	415,200	451,400		
83	296,400	350,400	415,500	451,700		
84	297,300	351,400	415,900	452,300		
85	297,900	352,000	416,200	452,700		
86	298,700	352,600	416,600	453,100		
87	299,500	353,200	417,000	453,500		
88	300,400	353,800	417,400	453,800		
89	301,000	354,400	417,700	454,100		
90	301,600	354,800	418,100	454,500		
91	302,300	355,200	418,500	454,900		
92	302,900	355,700	418,800	455,200		
93	303,600	356,200	419,100	455,500		
94	304,200	356,600	419,500	455,900		
95	304,800	357,100	419,800	456,200		
96	305,400	357,600	420,100	456,500		
97	306,100	358,200	420,400	456,800		
98	306,700	358,700	420,800	457,200		
99	307,300	359,100	421,100	457,500		
100	307,900	359,600	421,400	457,800		
101	308,300	360,000	421,700	458,100		
102	308,600	360,500	422,100			
103	308,900	360,800	422,400			
104	309,300	361,300	422,700			
105	309,600	361,800	423,000			
106	310,000	362,200	423,400			
107	310,300	362,700	423,700			
108	310,600	363,200	424,000			
109	311,000	363,600	424,300			
110	311,300	364,100	424,600			
111	311,700	364,600	424,900			
112	312,100	365,000	425,200			
113	312,400	365,400	425,500			
114	312,800	365,800	425,800			
115	313,100	366,300	426,100			
116	313,400	366,700	426,400			
117	313,600	367,100	426,600			
118	313,900	367,500				
119	314,300	368,000				
120	314,700	368,400				
121	314,900	368,700				
122	315,200	369,100				
123	315,600	369,600				
124	316,000	369,900				
125	316,200	370,300				
126	316,400	370,800				
127	316,700	371,300				
128	317,100	371,700				
129	317,300	372,100				
130	317,600	372,600				
131	318,000	373,100				
132	318,200	373,600				
133	318,400	374,100				
134	318,700	374,600				
135	319,100	375,100				
136	319,300	375,600				
137	319,400	376,100				

号俵	1級	2級	特2級	3級	4級
66	262,800	317,100	386,300	406,800	
67	264,200	319,200	387,300	408,000	
68	265,700	321,400	388,400	409,100	
69	267,300	323,500	389,600	410,100	
70	268,800	325,600	390,600	411,300	
71	270,300	327,800	391,700	412,500	
72	271,700	329,800	392,900	413,700	
73	272,700	331,900	393,900	414,300	
74	273,900	334,000	395,000	415,100	
75	275,200	336,200	396,100	415,800	
76	276,400	338,400	397,200	416,300	
77	277,700	340,100	398,100	416,600	
78	278,800	342,000	399,000	417,000	
79	280,000	343,700	400,000	417,400	
80	281,200	345,500	401,000	417,800	
81	282,400	347,300	401,800	418,100	
82	283,300	349,100	402,600	418,500	
83	284,500	350,600	403,300	418,900	
84	285,700	352,400	404,100	419,200	
85	286,700	353,600	404,800	419,500	
86	287,600	355,200	405,600	419,900	
87	288,300	356,700	406,300	420,300	
88	289,300	358,200	407,000	420,600	
89	290,300	359,600	407,600	420,900	
90	291,200	360,900	408,300	421,200	
91	292,100	362,300	408,800	421,500	
92	293,000	363,700	409,500	421,700	
93	293,300	365,200	409,900	421,900	
94	294,000	366,500	410,300		
95	294,700	367,800	410,600		
96	295,500	369,000	410,900		
97	296,300	370,000	411,200		
98	297,100	371,000	411,500		
99	297,900	372,000	411,800		
100	298,600	373,000	412,000		
101	299,500	373,900	412,200		
102	300,000	374,900	412,500		
103	300,500	375,900	412,800		
104	301,000	376,900	413,000		
105	301,200	377,700	413,200		
106	301,600	378,600	413,500		
107	301,900	379,500	413,800		
108	302,100	380,500	414,000		
109	302,300	381,300	414,200		
110	302,500	382,300	414,500		
111	302,800	383,300	414,800		
112	303,100	384,300	415,000		
113	303,300	384,900	415,200		
114	303,500	385,800	415,500		
115	303,700	386,700	415,800		
116	304,000	387,600	416,000		
117	304,300	388,400	416,200		
118	304,600	389,100			
119	304,900	389,900			
120	305,200	390,700			
121	305,300	391,300			
122	305,500	392,100			
123	305,800	392,800			
124	306,100	393,500			
125	306,300	394,100			
126		394,800			
127		395,300			
128		395,900			
129		396,600			
130		397,200			
131		397,700			
132		398,200			
133		398,500			
134		398,800			
135		399,100			
136		399,400			
137		399,700			

号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
138	319,600	376,600				
139	319,900	377,100				
140	320,200	377,600				
141	320,600	378,100				
142	320,900					
143	321,200					
144	321,500					
145	321,900					
146	322,200					
147	322,400					
148	322,700					
149	323,100					
150	323,400					
151	323,700					
152	323,900					
153	324,200					
154	324,500					
155	324,800					
156	325,100					
157	325,300					

備考 この表は、副学長及び大学教員に適用する。

号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
138		400,000			
139		400,300			
140		400,600			
141		400,900			
142		401,200			
143		401,500			
144		401,800			
145		402,000			
146		402,300			
147		402,600			
148		402,800			
149		403,000			
150		403,300			
151		403,600			
152		403,800			
153		404,000			
154		404,300			
155		404,600			
156		404,800			
157		405,000			

備考 (1) この表は、附属学校教員に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第11条関係）

ア 医療職俸給表（一）

（平成29年4月1日）

号俸	1級	2級	3級	4級
	円	円	円	円
1	147,500	185,400	220,900	247,000
2	148,900	187,000	222,500	248,300
3	150,300	188,600	224,100	249,500
4	151,700	190,200	225,700	250,900
5	152,900	191,700	227,100	252,100
6	154,700	193,300	228,700	253,300
7	156,400	194,900	230,200	254,500
8	158,100	196,400	231,800	255,600
9	159,800	198,000	233,000	256,900
10	161,500	199,700	234,500	257,900
11	163,200	201,300	235,900	258,900
12	165,000	203,000	237,100	259,900
13	166,500	204,600	238,800	261,200
14	168,400	206,200	240,200	262,700
15	170,400	207,800	241,400	264,300
16	172,300	209,400	242,800	265,700
17	174,200	210,900	243,800	267,200
18	176,100	212,500	245,000	269,000
19	177,900	214,200	246,200	270,800
20	179,800	215,900	247,400	272,600
21	181,700	217,200	248,800	274,400
22	183,200	218,700	249,800	276,200
23	184,700	220,100	250,800	278,000
24	186,200	221,600	251,900	279,700
25	187,800	223,000	253,100	281,500
26	189,300	224,400	254,500	283,400
27	190,800	225,700	255,900	285,300
28	192,200	227,000	257,400	287,100
29	193,700	228,400	258,800	289,000
30	195,000	229,800	260,500	290,800
31	196,300	231,300	262,200	292,600
32	197,600	232,700	263,800	294,500
33	199,000	233,900	265,300	296,200
34	200,400	235,200	267,100	297,900
35	201,800	236,200	268,800	299,700
36	203,200	237,500	270,500	301,500
37	204,300	238,900	272,000	302,900
38	205,600	240,200	273,700	304,600
39	206,900	241,300	275,400	306,100
40	208,200	242,600	277,000	307,700
41	209,400	243,900	278,600	309,400
42	210,600	245,100	280,200	311,100
43	211,800	246,300	281,900	312,700
44	213,000	247,400	283,600	314,400
45	214,200	248,500	285,100	315,400
46	215,300	249,900	286,800	316,800
47	216,300	251,400	288,500	318,300
48	217,400	252,800	290,100	319,900
49	218,400	254,400	291,400	321,300
50	219,400	255,800	293,000	322,600
51	220,300	257,200	294,300	323,800
52	221,300	258,500	295,900	325,100
53	221,800	259,600	297,200	326,200
54	222,700	261,000	298,700	327,200
55	223,400	262,400	300,100	328,300
56	224,400	263,700	301,600	329,300
57	225,100	264,600	302,700	329,800
58	226,000	265,900	303,900	330,700
59	226,700	267,200	305,100	331,500
60	227,500	268,500	306,500	332,400
61	228,400	269,400	307,800	333,200
62	229,200	270,600	309,000	333,500
63	230,100	271,900	310,300	334,100
64	231,200	273,200	311,500	334,800
65	231,800	274,100	312,900	335,400
66	232,600	275,200	313,700	336,100
67	233,400	276,100	314,500	336,800

別表第3（第11条関係）

イ 医療職俸給表（二）

（平成29年4月1日）

号俸	1級	2級	3級
	円	円	円
1	161,300	188,800	237,200
2	162,700	190,900	239,000
3	164,200	193,000	240,800
4	165,600	195,000	242,600
5	167,100	197,100	244,000
6	168,600	199,400	245,300
7	170,100	201,700	246,500
8	171,600	204,000	247,800
9	172,900	206,400	248,800
10	174,600	207,800	249,900
11	176,200	209,200	250,800
12	177,700	210,500	251,700
13	179,200	211,900	253,000
14	181,200	213,400	254,100
15	183,200	214,900	254,900
16	185,200	216,100	255,900
17	187,400	217,500	256,600
18	189,500	219,000	257,500
19	191,600	220,500	258,500
20	193,700	222,000	259,400
21	195,800	223,400	260,300
22	198,000	225,100	261,300
23	200,200	226,800	262,200
24	202,400	228,500	263,200
25	204,400	229,900	264,400
26	205,700	231,600	265,700
27	207,000	233,300	266,900
28	208,300	235,000	268,100
29	209,500	236,600	269,300
30	210,700	238,000	270,800
31	212,000	239,300	272,400
32	213,200	240,400	273,800
33	214,500	241,600	275,400
34	215,800	242,700	276,900
35	217,100	243,600	278,200
36	218,400	244,700	279,500
37	219,800	245,800	281,100
38	221,200	246,900	282,500
39	222,500	247,800	284,000
40	223,900	248,900	285,400
41	224,900	249,500	286,900
42	226,300	250,400	288,400
43	227,700	251,300	289,900
44	229,100	252,200	291,500
45	230,300	253,000	292,800
46	231,700	254,000	294,200
47	233,000	254,900	295,700
48	234,300	255,900	297,200
49	235,300	256,900	298,400
50	236,400	258,100	299,700
51	237,400	259,300	300,900
52	238,500	260,500	302,300
53	239,600	261,600	303,700
54	240,700	263,100	305,000
55	241,700	264,500	306,400
56	242,700	265,900	307,800
57	243,500	267,500	308,700
58	244,500	269,100	309,900
59	245,200	270,600	311,100
60	246,200	272,100	312,500
61	247,100	273,500	313,600
62	248,100	275,000	314,900
63	248,900	276,500	316,200
64	249,900	277,800	317,400
65	250,800	279,300	318,700
66	251,800	280,800	320,000
67	252,900	282,300	321,300

号俵	1級	2級	3級	4級
68	234,200	277,200	315,300	337,500
69	234,900	278,200	315,900	338,200
70	235,600	279,200	316,600	338,700
71	236,300	280,300	317,300	339,300
72	236,900	281,400	317,900	339,900
73	237,600	282,100	318,600	340,200
74	238,400	282,800	318,800	340,800
75	239,200	283,300	319,400	341,300
76	239,900	284,100	320,000	341,900
77	240,400	284,900	320,600	342,400
78	241,000	285,500	321,100	342,900
79	241,600	286,100	321,600	343,400
80	242,200	286,700	322,100	343,800
81	242,500	287,400	322,700	344,100
82	242,900	287,900	323,200	344,400
83	243,300	288,300	323,600	344,800
84	243,700	288,700	324,100	345,100
85	244,000	288,900	324,600	345,600
86		289,100	325,000	345,900
87		289,300	325,200	346,200
88		289,500	325,600	346,500
89		289,900	326,000	346,900
90		290,100	326,400	347,200
91		290,300	326,800	347,600
92		290,500	327,200	347,900
93		290,900	327,500	348,300
94		291,100	327,700	348,600
95		291,300	328,100	348,900
96		291,600	328,400	349,200
97		292,000	328,600	349,500
98		292,300	328,900	349,900
99		292,500	329,200	350,300
100		292,800	329,500	350,700
101		293,100	329,700	351,200
102		293,300	330,000	351,600
103		293,500	330,400	352,000
104		293,800	330,600	352,400
105		294,100	330,700	352,900
106			331,000	
107			331,400	
108			331,600	
109			331,800	
110			332,200	
111			332,600	
112			333,000	
113			333,200	

備考 この表は、栄養士に適用する。

号俵	1級	2級	3級
68	253,800	283,800	322,600
69	254,600	284,900	323,300
70	255,700	286,400	324,400
71	256,800	287,900	325,500
72	258,000	289,300	326,400
73	259,400	290,400	327,700
74	260,700	291,800	328,400
75	262,000	293,000	329,500
76	263,200	294,300	330,700
77	264,200	295,700	331,800
78	265,300	297,000	333,000
79	266,600	298,200	334,100
80	267,800	299,500	335,300
81	268,800	300,100	336,400
82	269,800	301,300	337,500
83	270,900	302,400	338,500
84	272,000	303,600	339,600
85	272,800	304,700	340,500
86	273,700	305,900	341,500
87	274,800	307,100	342,400
88	275,900	308,200	343,400
89	276,800	309,500	344,400
90	277,700	310,700	345,200
91	278,500	311,900	346,000
92	279,500	313,100	346,800
93	280,400	313,900	347,400
94	281,400	314,600	348,000
95	282,300	315,300	348,700
96	283,300	315,900	349,300
97	284,000	316,600	349,700
98	284,800	316,900	350,100
99	285,400	317,500	350,600
100	286,300	318,200	351,000
101	287,100	318,600	351,500
102	287,900	319,200	351,900
103	288,700	319,800	352,400
104	289,500	320,400	352,800
105	290,200	320,800	353,100
106	290,700	321,300	353,600
107	291,200	321,800	354,000
108	291,700	322,300	354,300
109	291,900	322,700	354,800
110	292,200	323,100	355,300
111	292,400	323,400	355,800
112	292,800	323,700	356,300
113	293,100	324,100	356,800
114	293,300	324,500	357,300
115	293,700	324,900	357,800
116	294,000	325,200	358,200
117	294,300	325,400	358,600
118	294,600	325,700	359,000
119	294,900	326,100	359,500
120	295,300	326,300	360,000
121	295,600	326,500	360,400
122	296,000	326,800	360,900
123	296,300	327,100	361,400
124	296,700	327,400	361,900
125	296,900	327,600	362,200
126	297,100	327,900	
127	297,400	328,300	
128	297,800	328,500	
129	298,000	328,600	
130	298,300	328,900	
131	298,700	329,300	
132	299,100	329,500	
133	299,300	329,800	
134	299,600	330,200	
135	300,000	330,600	
136	300,300	331,000	
137	300,500	331,300	
138	300,800	331,700	
139	301,200	332,100	

号俸	1級	2級	3級	4級
----	----	----	----	----

号俸	1級	2級	3級
140	301,500	332,500	
141	301,700	332,800	
142	302,100	333,200	
143	302,500	333,500	
144	302,800	333,900	
145	302,900	334,200	
146	303,200	334,600	
147	303,500	335,000	
148	303,900	335,400	
149	304,100	335,700	
150	304,300	336,100	
151	304,600	336,500	
152	304,900	336,900	
153	305,300	337,200	
154	305,500		
155	305,700		
156	306,000		
157	306,300		
158	306,600		
159	306,900		
160	307,200		
161	307,600		
162	307,900		
163	308,200		
164	308,500		
165	308,900		
166	309,200		
167	309,500		
168	309,800		
169	310,200		

備考 この表は、看護師及び准看護師に適用する。

**別表第4**（第11条関係）

指定職俸給表

（平成27年12月1日）

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	706,000
2	761,000
3	818,000
4	895,000
5	965,000
6	1,035,000
7	1,107,000
8	1,175,000

備考 この表は、常勤職員のうち学長が定めるものに適用する。

別表第5 (第26条関係)

(平成29年4月1日)

期間の区分		手 当 額
		円
1年未満		50,700
1年以上	2年未満	50,700
2年以上	3年未満	50,700
3年以上	4年未満	50,700
4年以上	5年未満	50,700
5年以上	6年未満	50,700
6年以上	7年未満	48,900
7年以上	8年未満	47,100
8年以上	9年未満	45,300
9年以上	10年未満	43,500
10年以上	11年未満	41,700
11年以上	12年未満	39,900
12年以上	13年未満	38,100
13年以上	14年未満	36,300
14年以上	15年未満	34,900
15年以上	16年未満	33,500
16年以上	17年未満	32,100
17年以上	18年未満	30,700
18年以上	19年未満	29,300
19年以上	20年未満	27,900
20年以上	21年未満	26,500
21年以上	22年未満	25,900
22年以上	23年未満	25,300
23年以上	24年未満	24,300
24年以上	25年未満	23,700
25年以上	26年未満	23,100
26年以上	27年未満	22,500
27年以上	28年未満	21,900
28年以上	29年未満	21,100
29年以上	30年未満	20,800
30年以上	31年未満	20,400
31年以上	32年未満	19,800
32年以上	33年未満	18,900
33年以上	34年未満	18,000
34年以上	35年未満	17,300

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第2項の職員となった日以後の期間を示す。

別表第6（第44条関係）

教育職俸給表（二）の適用を受ける者  
（平成27年4月1日）

職務の 号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
	円	円	円	円	円
1	5,000	5,400	8,600	10,700	17,100
2	5,000	5,400	8,600	10,700	17,100
3	5,000	5,400	8,600	10,700	17,100
4	5,000	5,400	8,600	10,700	17,100
5	5,200	5,700	9,300	11,100	17,500
6	5,200	5,700	9,300	11,100	17,500
7	5,200	5,700	9,300	11,100	17,500
8	5,200	5,700	9,300	11,100	17,500
9	5,400	6,000	9,700	11,500	17,900
10	5,400	6,000	9,700	11,500	17,900
11	5,400	6,000	9,700	11,500	17,900
12	5,400	6,000	9,700	11,500	17,900
13	5,600	6,300	10,000	12,400	18,300
14	5,600	6,300	10,000	12,400	18,300
15	5,600	6,300	10,000	12,400	18,300
16	5,600	6,300	10,000	12,400	18,300
17	5,900	6,600	11,000	12,800	18,700
18	5,900	6,600	11,000	12,800	18,700
19	5,900	6,600	11,000	12,800	18,700
20	5,900	6,600	11,000	12,800	18,700
21	6,200	7,000	11,400	13,200	19,000
22	6,200	7,000	11,400	13,200	19,000
23	6,200	7,000	11,400	13,200	19,000
24	6,200	7,000	11,400	13,200	19,000
25	6,500	7,300	11,800	13,600	19,400
26	6,500	7,300	11,800	13,600	19,400
27	6,500	7,300	11,800	13,600	19,400
28	6,500	7,300	11,800	13,600	19,400
29	6,800	7,600	12,500	14,000	19,600
30	6,800	7,600	12,500	14,000	19,600
31	6,800	7,600	12,500	14,000	19,600
32	6,800	7,600	12,500	14,000	19,600
33	7,100	7,900	12,800	14,400	19,900
34	7,100	7,900	12,800	14,400	19,900
35	7,100	7,900	12,800	14,400	19,900
36	7,100	7,900	12,800	14,400	19,900
37	7,400	8,300	13,500	14,800	20,200
38	7,400	8,300	13,500	14,800	
39	7,400	8,300	13,500	14,800	
40	7,400	8,300	13,500	14,800	
41	7,700	8,900	13,800	15,100	
42	7,700	8,900	13,800	15,100	
43	7,700	8,900	13,800	15,100	
44	7,700	8,900	13,800	15,100	
45	8,000	9,300	14,100	15,500	
46	8,000	9,300	14,100	15,500	
47	8,000	9,300	14,100	15,500	
48	8,000	9,300	14,100	15,500	
49	8,300	9,700	14,400	15,900	
50	8,300	9,700	14,400	15,900	
51	8,300	9,700	14,400	15,900	
52	8,300	9,700	14,400	15,900	
53	8,600	10,500	14,700	16,300	
54	8,600	10,500	14,700	16,300	
55	8,600	10,500	14,700	16,300	
56	8,600	10,500	14,700	16,300	
57	8,800	10,900	15,200	16,700	
58	8,800	10,900	15,200	16,700	
59	8,800	10,900	15,200	16,700	
60	8,800	10,900	15,200	16,700	
61	9,100	11,300	15,500	17,100	
62	9,100	11,300	15,500	17,100	
63	9,100	11,300	15,500	17,100	
64	9,100	11,300	15,500	17,100	
65	9,400	12,100	16,100	17,400	
66	9,400	12,100	16,100	17,400	
67	9,400	12,100	16,100	17,400	
68	9,400	12,100	16,100	17,400	
69	9,700	12,500	16,300	17,700	
70	9,700	12,500	16,300	17,700	
71	9,700	12,500	16,300	17,700	
72	9,700	12,500	16,300	17,700	
73	9,900	12,900	16,500	18,000	
74	9,900	12,900	16,500	18,000	
75	9,900	12,900	16,500	18,000	
76	9,900	12,900	16,500	18,000	
77	10,200	13,300	17,000	18,300	
78	10,200	13,300	17,000	18,300	
79	10,200	13,300	17,000	18,300	
80	10,200	13,300	17,000	18,300	

職務の 号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
	円	円	円	円	円
81	10,400	13,700	17,200	18,500	
82	10,400	13,700	17,200	18,500	
83	10,400	13,700	17,200	18,500	
84	10,400	13,700	17,200	18,500	
85	10,600	14,000	17,400	18,700	
86	10,600	14,000	17,400	18,700	
87	10,600	14,000	17,400	18,700	
88	10,600	14,000	17,400	18,700	
89	10,800	14,400	17,600	18,900	
90	10,800	14,400	17,600	18,900	
91	10,800	14,400	17,600	18,900	
92	10,800	14,400	17,600	18,900	
93	11,000	14,700	17,800	19,100	
94	11,000	14,700	17,800		
95	11,000	14,700	17,800		
96	11,000	14,700	17,800		
97	11,200	15,000	18,100		
98	11,200	15,000	18,100		
99	11,200	15,000	18,100		
100	11,200	15,000	18,100		
101	11,400	15,400	18,200		
102	11,400	15,400	18,200		
103	11,400	15,400	18,200		
104	11,400	15,400	18,200		
105	11,500	15,700	18,300		
106	11,500	15,700	18,300		
107	11,500	15,700	18,300		
108	11,500	15,700	18,300		
109	11,600	16,000	18,400		
110	11,600	16,000	18,400		
111	11,600	16,000	18,400		
112	11,600	16,000	18,400		
113	11,700	16,300	18,400		
114	11,700	16,300	18,400		
115	11,700	16,300	18,400		
116	11,700	16,300	18,400		
117	11,900	16,500	18,400		
118	11,900	16,500			
119	11,900	16,500			
120	11,900	16,500			
121	12,000	16,800			
122	12,000	16,800			
123	12,000	16,800			
124	12,000	16,800			
125	12,100	17,000			
126		17,000			
127		17,000			
128		17,000			
129		17,200			
130		17,200			
131		17,200			
132		17,200			
133		17,400			
134		17,400			
135		17,400			
136		17,400			
137		17,600			
138		17,600			
139		17,600			
140		17,600			
141		17,700			
142		17,700			
143		17,700			
144		17,700			
145		17,800			
146		17,800			
147		17,800			
148		17,800			
149		17,900			
150		17,900			
151		17,900			
152		17,900			
153		17,900			
154		17,900			
155		17,900			
156		17,900			
157		17,900			